



知っ得!! 国保

— 医療保険制度 あれこれ —

高額療養費制度改正

平成27年1月1日から70歳未満被保険者の高額療養費制度が改正されます。
所得区分が3段階から5段階に細分化され、下表のとおり自己負担限度額となります。

★改正後の自己負担限度額

区分	総所得	医療費自己負担限度額
ア	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
イ	600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
ウ	210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
エ	210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税世帯	35,400円

【注】・差額ベッド代、食事代などの保険外負担分は対象となりません。
・複数医療機関、複数診療科、入院外来は別計算となります。

例) 1か月総医療費100万円 総所得300万円 自己負担割合3割 の場合
自己負担限度額 = 区分ウ 80,100円+(総医療費1,000,000円-267,000円)×1% = 87,430円

医療機関などに限度額以上支払った場合

限度額と支払額の差額が、高額療養費として払い戻されます。
該当される方へは受診後3か月ほどで、高額療養費支給申請の案内を発送しています。
案内を確認の上、申請手続きをしてください。
このとき、受診した医療機関などの領収書を確認しますので、保管しておくようお願いします。

あらかじめ医療費が高額になるとわかった場合

入院など、高額な医療費が見込まれる場合、「限度額認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、ひとつの医療機関での医療費の支払いは限度額までとなります。

必要な方は、「限度額認定証」の交付申請をしてください。

- 申請に必要なもの
- ・保険証
- ・印鑑

※国保税などに滞納がある場合、限度額認定証の交付はできません。

問合せ 町民生活課保険年金担当

☎62-1232